

宗像地区事務組合

水道工事標準仕様書

平成 30 年度版

宗像地区事務組合

2018/04/01

水道工事標準仕様書

1. 総 則

- ・ この水道工事標準仕様書は宗像地区事務組合（以下、「発注者」という。）が発注する水道工事の施工に適用する。また、この水道工事標準仕様書の解釈が発注者と受注者で異なる場合は発注者の解釈に従うものとする。
- ・ 仕様書及び図面等に関する疑義の点は予め契約前に明確にしておかなければならない。

2. 共 通 事 項

- ・ 日本水道協会発刊「水道工事標準仕様書」によるほか、福岡県県土整備部発刊「土木工事共通仕様書」、「土木工事施工管理の手引き」によること。なお記載無き事項については、国土交通省及び福岡県発刊の仕様書等を参照すること。
仕様書等の使用にあたっては、最新の技術基準、参考図書を用いること。

3. 提 出 書 類

- ・ 受注者は、提出書類を「工事書類様式集」に基づいて、速やかに監督員に提出すること。これに定めないものは、監督員の指示する様式によること。
- ・ 配水管技能者登録証の写しを提出すること。なお、耐震継手が含まれる場合は「一般継手」及び「耐震継手」技能者。耐震継手が含まれない場合は「一般継手」技能者とする。

4. 工 事 用 地 等

- ・ 受注者は、発注者から工事用地等の提供を受けた場合は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理すること。
- ・ 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については自ら準備し、確保すること。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場など）及び型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。
- ・ 受注者は、施工上必要な土地等を第三者から借用又は買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めること。
- ・ 工事区域及び工事用地等は保安設備（バリケード等）で閉めきり、第三者が容易に立ち入りできないようにすること。

水道工事標準仕様書

5. 調査・準備

- 受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認すること。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督員の指示を受けること。また受注者は、測量結果（事前測量成果簿、施工図など）を監督員に提出すること。
- 測量においては施工上や二次製品の設置等を十分に検証し、設計図書に示されている数値では不具合が生じる事が予想される場合などは監督員に報告すること。
- 地下埋設施設（上下水道、ガス管など）や通信施設（電柱など）があることが判明した場合は速やかに施設管理者と協議を行い、影響の有無などを確認すること。
- 管理者の不明な埋設物を発見した場合、埋設物に関する調査を再度行って管理者を確認し、当該管理者の立会を求め、安全を確認した後に着手すること。
- 水道工事では仮設水道管布設等により住民各位に多大な影響を与えるので、着工前には充分な広報を行い、住民各位の理解と協力を得られるように努めなければならない。また、工事に伴う交通規制は関係官庁と充分な打合わせを行い、住民各位には事前周知を行うこと。

6. 第三者に及ぼした損害

- 工事の履行について第三者に損害を及ぼした場合は、受注者は工事請負契約第28条の規定により第三者に損害の補償をすること。
- 甲、乙共にその損害を負担しなければならない場合の補償費の負担割合は、実情を踏まえ双方協議の上決定する。また補償額には補償契約に関する調査（事前調査は含まない）、補償費算定の委託費用も含むものとする。
- 道路や側溝など、工事の影響を受ける恐れがあるものは写真撮影等により事前調査を実施すること。また、必要に応じて管理者と立会を行い、現状の確認を行うこと。

7. 諸法令の遵守

- 受注者は、本工事の施工にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守すること。なお、主な法令等は「土木工事共通仕様書」等を参照すること。

8. 施設管理

- 受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生じる恐れがある場合には、監督員と協議すること。

水道工事標準仕様書

9. 環境対策

- 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針、関係法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題について、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めること。
- 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに監督員に報告し、監督員の指示があればそれに従うこと。第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、受注者は規定に従い対応すること。
- 運搬路等については粉塵により第三者に迷惑を及ぼすことのないよう散水防塵を隨時実施すること。

10. 受注者相互の協力

- 受注者は、関連工事の受託者と相互に協力し、施工すること。また、関連ある電力、通信、ガス、水道施設等の工事及び公共団体が施工する関連工事が同時に施工される場合にもこれら関係者と相互に協力すること。

11. 施工条件

- 施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し工程管理を行い、工期末日より1ヶ月前までに工事を完成させて発注者の仮検査を受けること。
- 進入経路を唯一の生活道路としている住民の車輌通行等については工事に伴い、著しく不利益が生じないように配慮すること。
- 田畠などの耕作地で稲作等が行われている地域で工事を行う場合は、耕作者の通行を優先すること。また、田畠部については耕作者の承諾を以って着手すること。なお、農業用水の保全に努め、利害関係者（地元農事組合など）と十分に調整を行うこと。
- 「六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）」の対象工事の場合は、セメント及びセメント系固化材を使用する工事に先立ち、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」によって六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）を実施し、その試験結果を提出して監督員と協議するものとする。なお、試験に要した費用については設計変更の対象とするので、その費用について監督員に報告するものとする。
- 配水管技能者（社団法人日本水道協会の配水管技能者名簿に登録されている者）を配置すること。
- 掘削を行った後は速やかに埋戻を実施し、当該日の作業終了後、仮舗装を必ず実施すること。止むを得ない事情により仮舗装が実施出来ない場合は、監督員に報告のうえ承認を得ること。但し、保安施設により厳に遮断するなど安全対策は十分に実施すること。

水道工事標準仕様書

- 上水道管は公道を占用しており、路面の復旧（主に As 補装）においては路面の仕上り形状を最優先に施工すること。特に弁栓類により舗装面との段差および水が溜まらないように高さの調整には留意すること。
- 消火栓、空気弁、排泥弁の設置高さは、路面仕上高とスピンドルの間隔が 150mm ~200mm とする。
- 道路側溝等に排泥管口を設ける場合は、標準構造図を参照すること。また、道路側溝等の機能（排水量など）を著しく阻害しないように留意すること。
- ポリエチレンスリーブ被覆については、被覆前に管の布設状況が確認できる写真と被覆後の写真を添付すること。被覆については、標準図を参照のこと。
- 弁室の設置については、監督員と協議のうえ開閉方向を決定し、標準図を参照のうえ弁本体と弁室壁面との間に間隔を設けること。また、弁室上下流部には土のうを設置し、土砂の流入を防止しなければならない。
- 第一止水栓 BOX などの既製品を加工してはならない。既設管との接続のため、やむなく加工する必要がある場合は、監督員と協議すること。
- 給水管に鉛管が使用されている場合は、原則として給水管の布設替を実施するので、監督員へ報告のうえ、協議すること。
- 配水管の布設完了後は、発注者が指定する機関において水圧試験を実施し、その結果表を提出すること。
- 工事完了までに発注者が指定する様式の竣工図書を提出すること。

12. 建設発生土

- 建設発生土処分地は任意とするが、「建設発生土処分計画書」を提出し監督員の承認を得ること。
- 施工後は「建設発生土処分地確認書」を監督員に提出するものとする。
- 設計運搬距離は設計図書によるものとする。
- 処分地までの運搬経路を監督員に報告すること。
- 特別な理由がないかぎり設計変更（増減）は行わないが、建設発生土の工事間流用のため、発注者が処分地を指定した場合には処分費用・運搬距離を設計変更する。
- 搬出先の確認写真を監督員に提出すること。
- 「福岡県土砂埋立て等による災害の発生防止に関する条例」により土砂埋立て等を行う土地の面積が 3, 000 m² を超える場合は、県知事の許可が必要となるので、予め土砂埋立許可等の確認をすること。
- その他関係法令を遵守すること。

水道工事標準仕様書

13. 材料仕様

- 埋戻し及び路盤等に用いる砂、土砂、碎石等は再生材を使用すること。
- 国道・県道における埋戻材は、道路管理者の指示による材料を使用すること。
- 現場発生土が埋戻材に使用できる土質（砂、真砂土）の場合は、監督員と協議し流用すること。
- アスファルト舗装工において、使用する再生加熱アスファルト混合物は、玄界環境組合で発生する一般廃棄物溶融スラグを再生資材として使用した製品とする。なお、在庫がない等の理由により同製品が入手できない場合は監督員と協議すること。
- 硬質ポリ塩化ビニル管のＴＳ継手（仮設管を含む）を使用する場合は「継手」と「直管」の材料は同じメーカーとすること。
- 以下の資材は資材特記仕様書と同等品以上を使用すること。なお、水道資材は全て日本水道協会の検査合格品を使用すること。
 - ダクタイル鋳鉄フランジ用固定金具（耐震補強）
 - 硬質ポリ塩化ビニル管用ダクタイル鋳鉄異形管
 - 水道配水用ポリエチレン管用ダクタイル鋳鉄異形管
 - 硬質ポリ塩化ビニル管ゴム輪用離脱防止金具
 - メタルシート仕切弁（ $\phi 50$ ）
 - 急速空気弁（ $\phi 25 \cdot \phi 75 \cdot \phi 100$ ）
 - 消火栓
 - 補修弁
 - 止水栓
 - 伸縮止水栓
 - ポリエチレン管用金属継手
 - サドル分水栓
 - 仕切弁鉄蓋（受枠含）
※ ステンレス製銘板は鉄蓋のいずれかに添付し、容易に確認出来ること。
 - 消火栓鉄蓋（受枠含）
 - 排泥弁鉄蓋（受枠含）
 - 止水栓鉄蓋（排泥管鉄蓋）
 - 弁室類底版・調整ブロック
- ダクタイル鋳鉄管（Ｋ型・Ｔ型）における離脱防止押輪（金具）の使用について以下に定める。
 - 異形管部については、異形管に接続する直管3本分を離脱防止押輪（金具）で一体化する。

水道工事標準仕様書

- 仕切弁部については、仕切弁に接続する直管3本分を離脱防止押輪（金具）で一体化する。
- 上記については設計図書を参照すること。また、設計図書に記載がない場合は監督員と事前に協議すること。
- ・ 硬質ポリ塩化ビニル管における離脱防止金具の使用について以下に定める。
 - 異形管部については、異形管に接続する直管3本分（15m）を離脱防止金具で一体化する。
 - 仕切弁部については、仕切弁に接続する直管3本分（15m）を離脱防止金具で一体化する。
 - 上記については設計図書を参照すること。また、設計図書に記載がない場合は監督員と事前に協議すること。
- ・ GX形およびNS形継手の使用について以下に定める。
 - 「ダクタイル鉄管管路の設計」に準じた必要拘束長を確保すること。
 - 上記については設計図書を参照すること。また、設計図書に記載がない場合は監督員と事前に協議すること。

14. 仮 設 工

- ・ 既設給水機能を確保するための仮設工は任意仮設とし、設計変更の対象としない。
- ・ 仮設給水管を設置し、給水機能を確保する場合は、仮設管の末部に定流量弁を設置すること。なお、定流量弁より排出する流量は監督員と事前に協議すること。

15. 設計内容の変更

- ・ 諸官庁等の許可・指導、その他により設計内容を変更しようとする場合は、監督員と協議し、その指示に従うこと。また、設計図書の差異等に起因しない場合や、受注者の都合による内容変更については工事費の増額変更は行わない。
- ・ 工期の延長は原則として認めない。ただし、工事契約書に規定する天災その他の不可抗力による場合や工事中止措置に伴う場合を除く。なお、その場合は速やかに工期延長に伴う変更工程表その他必要な資料を監督員に提出すること。
- ・ この工事が他に発注する同一工事区域内の工事、又は工事区域が隣接する工事と工期が重複する場合で、同一業者が落札したときは、契約締結後設計変更により共通仮設費、現場管理費、一般管理費を調整する。

水道工事標準仕様書

16. 支給材料

- ・受注者は、支給材料を善良な管理者の注意をもって管理すること。
- ・受注者は、支給材料の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておくこと。
- ・受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、支給材料受払精算書を監督員に提出すること。
- ・受注者は、支給材料の支給を受ける場合は、品名、数量、品質、規格または性能を記した支給材料要求書を監督員に提出すること。
- ・引渡場所は、宗像市多禮298番地（多礼浄水場敷地内）とするが、監督員が別途指示する場合はその限りではない。なお、引渡場所からの積込み、荷卸しを含む運搬に係わる費用は受注者の負担とする。
- ・受注者は、不要となった支給材料を返還する場合、監督員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできない。また、返却に要する費用は、受注者の負担とする。
- ・受注者は、支給材料の修理等を行う場合、事前に監督員の承諾を得ること。
- ・受注者は、支給材料を他の工事で流用してはならない。
- ・支給材料の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属する。

17. その他の

- ・本文中では巻頭に記載している書籍参照等により省略している場合があるので注意すること。
- ・完成図面や工事写真等は、電子納品による提出を行うこと。なお、提出方法は福岡県県土整備部電子納品運用ガイドラインを準用すること。また、当初図面データ等で提供可能な資料は貸与するが、保存媒体は受注者が用意すること。